



5) 講義資料



厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare


令和3年度母子保健指導者養成研修事業
妊娠期からの児童虐待防止に関する研修

母子保健行政の動向




健やか親子21

子ども家庭局母子保健課




本日の内容

- 1 母子保健行政のあゆみと施策
- 2 児童虐待防止に関する施策
- 3 主な母子保健事業
 - (1) 妊婦・産婦・乳幼児健康診査
 - (2) その他の母子保健事業



我が国の母子保健行政のあゆみ

- 1 母子保健行政のあゆみと施策
- 2 児童虐待防止に関する施策
- 3 主な母子保健事業
 - (1) 妊婦・産婦・乳幼児健康診査
 - (2) その他の母子保健事業



我が国の母子保健行政のあゆみ

(背景) 高い乳児死亡率・妊産婦死亡率、妊婦の流産、早産、死産

1937年 保健所法の制定
 1947年 厚生省に児童局設置、母子衛生課の新設、児童福祉法の制定
 1948年 児童福祉法の施行、母子保健対策要綱の策定、予防接種法の制定・施行
 1965年 **母子保健法制定**（児童福祉法から独立）・施行（1966年）

(背景) ○乳児死亡率・妊産婦死亡率の改善
 ○少子化・核家族化の進行・女性の社会進出による子どもを生き育てる環境の変化

1994年 **母子保健法の改正（基本的な母子保健サービスは市町村へ※平成9年4月施行）**
 2000年 「健やか親子21」（2001～2010年）の策定→期間が2104年までとなる
 2004年 不妊治療への助成事業の創設
 「少子化社会対策大綱」、「子ども・子育て応援プラン」の策定
 2012年 子ども・子育て支援法の制定

(背景) ○晩婚化・晩産化、育児の孤立化などによる妊産婦・乳幼児を取り巻く環境の変化

2015年 「健やか親子21（第2次）」（2015～2024年度）の策定
 子ども・子育て支援法の施行

(背景) ○児童虐待など子どもや家庭を巡る問題が多様化・複雑化する中、新たな子ども家庭福祉を構築することが喫緊の課題に

2016年 児童福祉法等の一部改正（平成29年4月1日施行）
 ※児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化
 ※母子健康包括支援センターの全国展開

2018年 **成育基本法（略称）の成立（令和元年12月1日施行）**
 2019年 **母子保健法の一部改正（産後ケア事業の法制化。令和3年4月1日施行）**

母子保健法の概要

1. 目的

母性並びに乳児及び幼児の健康の保持及び増進を図るため、母子保健に関する原理を明らかにするとともに、母性並びに乳児及び幼児に対する保健指導、健康診査、医療その他の措置を講じ、もって国民保健の向上に寄与することを目的とする。

2. 定義

妊産婦…妊娠中又は出産後1年以内の女子
 乳児…1歳に満たない者
 幼児…満1歳から小学校就学の始期に達するまでの者
 新生児…出生後28日を経過しない乳児

3. 主な規定

1. 保健指導（第10条）

市町村は、妊産婦等に対して、妊娠、出産又は育児に関し、必要な保健指導を行い、又は保健指導を受けることを勧奨しなければならない。

6. 産後ケア事業（第17条の2）

市町村は、出産後1年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、後援に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助（産後ケア）を必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならない。

※令和3年4月1日施行予定

2. 健康診査（第12条、第13条）

市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して健康診査を行わなければならない。

上記のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

7. 低体重児の届出（第18条）

体重が2,500g未満の乳児が出生したときは、その保護者は、速やかに、その旨をその乳児の所在地の市町村に届出しなければならない。

3. 妊娠の届出（第15条）

妊娠した者は、速やかに市町村長に妊娠の届出をしなければならない。

8. 養育医療（第20条）

市町村は、未熟児に対し、養育医療の給付を行い、又はこれに代えて養育医療に要する費用を支給することができる。

4. 母子健康手帳（第16条）

市町村は、妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならない。

9. 母子健康包括支援センター（第22条）

市町村は、必要に応じ、母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）を設置するよう努めなければならない。

5. 妊産婦の訪問指導等（第17条）

市町村長は、健康診査の結果に基づき、妊産婦の健康状態に応じ、職員を訪問させて必要な保健指導を行い、診療を受けること、多動薬するものとする。

成育基本法の概要

※「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）※平成30（2018）年12月14日公布

法律の目的

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んじられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進する。

主な内容

- 基本理念
 - ・成育過程にある者の心身の健やかな成育が図られることを保障される権利の尊重
 - ・多様化・高度化する成育過程にある者等の需要に的確に対応した成育医療等の切れ目ない提供
 - ・関係する組織・機関等から科学的知見に基づく適切な成育医療等の提供
 - ・成育過程にある者等に対する情報の適切な提供、社会的経済状況にかかわらず安心して子どもを育て、育つことができる環境の整備
- 成育医療等基本方針の策定と評価
 - ※関係先で定めるとし、見直しを要する。
 - ※関係先でも定めることと見直し
- 基本的施策
 - ・成育過程にある者、妊産婦に対する医療
 - ・成育過程にある者に対する保健
 - ・成育過程にある者、妊産婦の心身の健康等に関する教育及び普及啓発
 - ・記録の収集等に関する体制の整備等
 - 例：成育過程にある者に対する予防的保健等に関する記録
 - 成育過程にある者が死亡した場合におけるその死亡の原因に関する情報
 - ・調査研究
- 国、地方公共団体、保護者、医療関係者等の責務
- 関係者相互の連携及び協力
- 法制上の措置等
- 施策の実施の状況の公表（毎年1回）

施行日

公布から一年以内の政令で定める日（令和元年12月1日）

成人医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針 概要

令和3年2月9日閣議決定

基本的方向 成人医療等のある者を取り巻く環境が大きく変化している中で、成人医療等の提供に当たっては、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野での取組の推進が必要であることから、各分野における施策の相互連携を図りつつ、その需要に適切に対応し、子どもの権利を尊重した成人医療等が提供されるよう、成人医療等のある者等に対して横断的な視点での総合的な取組を推進する。

成人医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項

(1) 成人医療等のある者及び妊産婦に対する医療
 ① 周産期医療等の体制 ▶ 総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等の整備を通じた地域の周産期医療体制の確保等
 ② 小児医療等の体制 ▶ 子どもが地域において休日・夜間を含め、いつでも安心して医療サービスを受けられる小児医療体制の充実等
 ③ その他の医療等に関する取組 ▶ 産後ケア事業の推進等 ▶ 産後ケア事業の推進等 ▶ 産後ケア事業の推進等 ▶ 産後ケア事業の推進等

(2) 成人医療等のある者に対する保健
 ① 総論 ▶ 妊産婦から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対する地域における相談支援体制の整備の推進等
 ② 妊産婦等への保健施策 ▶ 産後ケア事業の全国展開等を通じた、成人医療等のある者とその保護者等の意識形成の促進等
 ③ 乳幼児期における保健施策 ▶ 乳幼児健康診査等による視覚及び聴覚障害や発音障害等の早期発見及び支援体制の整備等
 ④ 学童期及び思春期における保健施策 ▶ 生涯の健康づくりを目指す栄養・食生活や運動等の生活習慣の形成のための健康教育の推進等
 ⑤ 生涯にわたる保健施策 ▶ 医療的ケア児等について各関係分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築等
 ⑥ 子育てや子どもを持つ家庭への支援 ▶ 地域社会全体で子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくりの推進等

(3) 教育及び普及啓発
 ① 学校教育及び生涯学習 ▶ 妊産・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及・啓発の学校教育段階からの推進等
 ② 普及啓発 ▶ 「健やか親子21（第2次）」を通じた子どもの成長や発達に関する国民全体の理解を深めるための普及啓発の促進等

(4) 記録の収集等に関する体制等
 ① 予防接種、乳幼児健康診査、学級における健康診断に関する記録の収集、管理・活用等に関する体制、データベースの整備の必要等 ▶ PHR
 ② 成育記録のある者が死亡した場合におけるその死亡原因に関する情報の収集、管理・活用等に関する体制、データベースの整備の必要等 ▶ CDR等

(5) 調査研究 ▶ 成育記録の活用や健康診断の活用等に関する調査研究、その結果を公表・情報発信することによる、政策の改善や対策の検討等
 (6) 災害時における支援体制の整備 ▶ 災害時における情報の伝達や緊急連絡体制の確保等に関する調査研究の推進等
 (7) 成人医療等の提供に関する推進体制等 ▶ 各種施策に関する各地域の優良事例の横断的な取組を通じた各地域の施策の向上等

その他の成人医療等の提供に関する施策の推進に関する事項
 ▶ 国・地方公共団体は、施策の進捗状況や実施体制等を客観的に評価し、必要な見直しにつなげるPDCAサイクルに基づく取組の適切な実施等

成人医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針
 児童虐待防止に関する記載

- ◆ 悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し相談支援につなげることはもとより、児童虐待の予防や早期発見に資するよう、**若年妊婦や特定妊婦の把握及び支援、妊産婦健診の未受診者への受診の勧奨等を推進**する。
乳幼児健診の未受診者及び受診後の経過観察、精密健康診査、処置又は医療等が必要な者の早期の把握及び支援を推進する。
- ◆ 様々な子どもの心の問題、被虐待児の心のケアや発達障害に対応するため、**拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉教育関係機関等と連携した支援体制の構築を図る子どもの心の診療ネットワーク事業を推進**する。
- ◆ **ギャンブル等依存症対策基本法（平成30年法律第74号）に基づき、貧困や児童虐待等の社会問題を生じさせる場合があるギャンブル等依存症である者等やその家族に対する支援を推進**する。

「健やか親子21」とは

- 関係者が一体となって推進する母子保健の国民運動計画
- 21世紀の母子保健の取組の方向性と目標や指標を示したもの
- 第1次計画（2001年～2014年）・第2次計画（2015年度～2024年度）

「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現

【基盤課題A】 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策
 【基盤課題B】 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策
 【基盤課題C】 子どもが健やかな成長を見守り育む地域づくり
 【重点課題①】 育てにくさを感じる親に寄り添う支援
 【重点課題②】 妊産婦からの児童虐待防止対策

連携と協働
 企業、NPO、医療機関、研究機関、学校、地方公共団体、住民（親子）、国（厚生労働省、文部科学省等）
 健やか親子21推進協議会
 モニタリングの構築

重点課題② 目標達成に向けたイメージ図

重点課題②：妊産婦からの児童虐待防止対策

全体目標：すべての子どもが健やかに育つ社会

重点課題の目標：児童虐待のない社会の構築

参考とする指標
 ・児童相談所における児童虐待相談の対応件数
 ・虐待防止の児童虐待相談対応件数

健康水準の指標
 ・児童虐待による死に数
 ・子どもを虐待していると思われる親の割合

健康行動の指標
 ・乳幼児健康診査の受診率（基礎課題A再掲）
 ・児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通報義務を期して国民の割合
 ・乳幼児健康診査（80）を期している親の割合

環境整備の指標
 ・妊産婦に対するケアを必要とする際、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握している市町村の割合（基礎課題A再掲）
 ・産後ケアセンター、乳幼児健康診査を実施している市町村の割合
 ・児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通報義務を期して国民の割合
 ・児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通報義務を期して国民の割合
 ・児童虐待防止法で国民に求められた児童虐待の通報義務を期して国民の割合

基礎課題A
 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策

基礎課題B
 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策

基礎課題C
 子どもが健やかな成長を見守り育む地域づくり

妊娠・出産等に係る支援体制の概要

妊娠 → 出産 → 乳児 → 幼児

健康診査、保健師等の訪問事業（市町村）
 母子健康手帳の交付
 妊産婦健診
 妊産婦訪問
 母親学級・両親学級
 産前・産後サポート事業、産後ケア事業
 養育支援訪問（要支援家庭への支援）

1歳6ヶ月健診
 3歳児健診

健康診査、保健師等の訪問事業（市町村）
 妊産・出産・子育てに関する相談窓口
 市町村
 保健センター、地域子育て支援拠点
 都道府県等
 女性健康支援センター、不妊専門相談センター、保健所、福祉事務所、児童相談所

1 母子保健行政のありみと施策

2 児童虐待防止に関する施策

3 主な母子保健事業
 (1) 妊婦・産婦・乳幼児健康診査
 (2) その他の母子保健事業

乳幼児健康診査未受診者等の発育状況等の適切な把握

令和2年1月31日 子母発0131第7号母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について（通知）より抜粋

- ◆ 市町村の母子保健担当部署は、乳幼児健康診査未受診者等への受診勧奨を継続するとともに、身長や体重の推移が不明な乳幼児については、乳児家庭全戸訪問事業等の保健福祉サービスの機会を通じて速やかに養育環境や発育状況を確認すること。その際、当該家庭にきょうだいがいる場合は、きょうだい児の状況把握等も行うこと。
確認の結果、発育曲線の傾きの変化がいびつであるなど、養育不全の兆候が疑われる場合には、虐待のおそれが想定されるため、速やかに虐待対応部署と連携・情報共有すること。
- ◆ 市町村の母子保健担当部署が、発育の経過を把握するにあたっては、体重の増加不良などの乳幼児期の気になる兆候を正確な計測と目視による確認により評価し、その後の保健指導や支援に反映すること。
- ◆ 市町村の母子保健担当部署は、乳幼児健康診査未受診者等に対して、受診勧奨の期間や受診勧奨に応じない場合の関係機関との連携・協力体制などの具体的なフロー図を作成するなど、組織として対応すること。

18

要保護児童対策地域協議会におけるモニタリング体制の構築

令和2年1月31日 子母発0131第7号母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について（通知）より抜粋

- ◆ 合理的な理由なく乳幼児健康診査の受診勧奨に応じない家庭は、虐待のリスクも高いと考えられることから、未受診の理由や背景が把握できない家庭に関して、要保護児童対策協議会（以下「要対協」という。）において、関係機関からの情報を共有し、支援方針を協議する必要があるため、地域の関係機関の協力を得て養育状況を把握するためのモニタリング体制を構築すること。
- ◆ 要対協では、モニタリングによる結果を踏まえ、事案の危険度や緊急度の判断、主たる支援機関、関係機関の役割分担、支援方法などを適時適切に協議すること。

19

市町村職員の専門性強化のための研修の実施

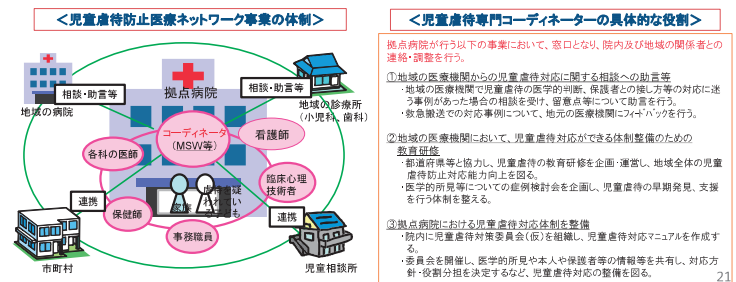
令和2年1月31日 子母発0131第7号母子保健施策を通じた児童虐待防止対策の推進について（通知）より抜粋

- ◆ 都道府県は、市町村職員等を対象として、乳幼児健康診査や妊婦健康診査の受診勧奨に応じない子どもとその家族への対応についてのアセスメント力の向上等を図るため、母子保健施策を通じた児童虐待防止対策に資する模擬事例を用いた演習等による研修を実施すること。
- ◆ 研修の実施に当たっては、虐待対応部署とともに母子保健担当部署も含めて支援に携わる職員が幅広く参加し、虐待に関する認識を深めること。

20

児童虐待防止医療ネットワーク事業

1. 事業目的・内容 ※「児童虐待・DV対策等総合支援事業」のメニューとして実施
 (1) 目的 児童虐待の相談件数は年々増加しており、小児救急現場でも頭部外傷をはじめ身体的虐待を疑わせる子どもの受診も多い。しかし、医療機関においては知識や経験が不十分だったり、組織的対応の体制がない場合もあり、十分に対応ができていない状況である。このため、地域医療全体で児童虐待防止体制を整備することを目的とする。
 (2) 内容 都道府県等の中核的な小児救急病院等に、児童虐待専門コーディネータを配置し、地域の医療機関に対する研修、助言等を行う地域の児童虐待対応体制の整備の底上げを図る。
 また、当該中核病院における児童虐待対応体制の整備を図る。
 2. 実施主体 都道府県、指定都市
 3. 補助率 国1/2（都道府県・指定都市1/2）



21

1 母子保健行政のありみと施策

2 児童虐待防止に関する施策

3 主な母子保健事業

(1) 妊婦・産婦・乳幼児健康診査

(2) その他の母子保健事業



22

妊婦健康診査について

根拠

- 母子保健法第13条（抄）
市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

妊婦が受診することが望ましい健診回数

- ※「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」（平成27年3月31日厚生労働省告示第226号）
- ① 妊娠初期より妊娠23週（第6月末）まで : 4週間に1回
 - ② 妊娠24週（第7月）より妊娠35週（第9月末）まで : 2週間に1回
 - ③ 妊娠36週（第10月）以降分娩まで : 1週間に1回
- （※ これに沿って受診した場合、受診回数は14回程度である。）



公費負担の現状（平成30年4月現在）

- 公費負担回数は、全ての市区町村で14回以上実施 ※多胎妊婦については追加補助あり
- 里帰り先での妊婦健康診査の公費負担は、全ての市区町村で実施
- 助産所における公費負担は、1,736の市区町村で実施（1,741市区町村中）

公費負担の状況

- 平成19年度まで、地方交付税措置により5回を基準として公費負担を行っていたが、妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数（14回程度）の妊婦健康診査を受けられるよう、平成20年度第2次補正予算において妊婦健康診査支援基金を創設して公費負担を拡充。
- 平成22年度補正予算、平成23年度第4次補正予算により、積み増し・延長を行い公費負担を継続。（実施期限：平成24年度末まで）
- 平成25年度以降は、地方財源を確保し、残りの9回分についても地方財政措置により公費負担を行うこととした。

23

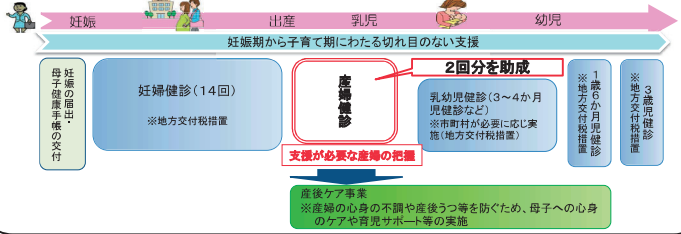
産婦健康診査事業について

要旨

産後2週間、産後1か月など出産後間もない時期の産婦に対する健康診査(母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等)の費用を助成することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化し、妊娠から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備する。

事業内容

- 地域における全ての産婦を対象に、産婦健康診査2回分について助成を行う。
(実施主体:市町村、補助率:1/2、R3要求基準額(案):1回当たり5,000円)(令和2年度は867市町村において実施)
※事業の実施に当たっては以下の3点を要件とする。
 - (1)産婦健康診査において、母体の身体的機能の回復や授乳状況及び精神状態の把握等を実施すること。
 - (2)産婦健康診査の結果が健診実施機関から市区町村へ速やかに報告されるよう体制を整備すること。
 - (3)産婦健康診査の結果、支援が必要と判断される産婦に対して、産後ケア事業を実施すること。



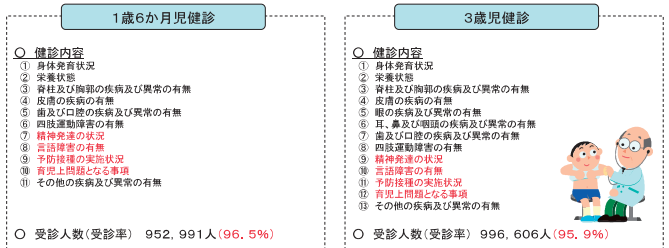
乳幼児健康診査(1歳6か月児健診・3歳児健診)について

※平成17年度に一般財源化(地方交付税措置)

○市町村は、1歳6か月児及び3歳児に対して、健康診査を行う義務があるが、その他の乳幼児に対しても、必要に応じ、健康診査を実施し、また、健康診査を受けるよう動員しなければならない。

○健診(母子健康診査)

- 第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、厚生労働省令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。
 - 1 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
 - 2 満3歳を超え満4歳に達しない幼児
- 第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊娠婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを動員しなければならない。



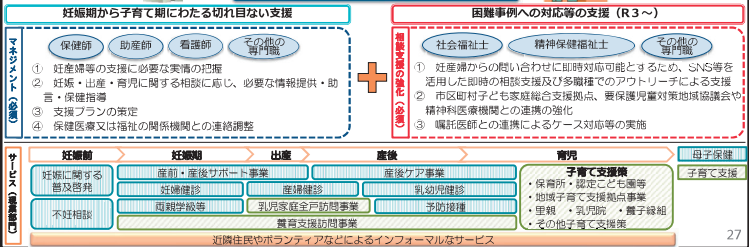
健診内容は、厚生労働省令(母子保健法施行規則)で示す検査項目。
受診人数・受診率:厚生労働省「地域健康・健康増進事業報告(平成30年度)」による。

- 母子保健行政のあゆみと施策
- 児童虐待防止に関する施策
- 主な母子保健事業
 - 妊婦・産婦・乳幼児健康診査
 - その他の母子保健事業



子育て世代包括支援センターによる包括的な支援体制の構築

- 妊婦から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供できることを目的とするもの
- 保健師等を配置して、妊産婦等からの相談に応じ、健診等の「母子保健サービス」と地域子育て支援拠点等の「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定などを行う機関
- 母子保健法を改正し、子育て世代包括支援センターを法定化(法律上「母子健康包括支援センター」) ※H29.4.1施行



産前・産後サポート事業

事業目的等

○妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図ることを目的とする。

実施主体

○市区町村 (本事業の趣旨を理解し、適切な実施が期待できる団体等に事業の全部又は一部を委託することができる)

対象者

○身近に相談できる者がいないなど、支援を受けることが適当と判断される妊産婦及びその家族。

事業の概要

- 事業の内容
 - ①利用者の悩み相談対応やサポート
 - ②産前・産後の心身の不調に関する相談支援
 - ③妊産婦等をサポートする者の募集
 - ④子育て経験者やシニア世代の者等に対して産前・産後サポートに必要な知識を付与する講習会の開催
 - ⑤母子保健関係機関、関係事業との連絡調整
 - ⑥多胎妊産婦への支援(多胎ピアサポート、多胎妊産婦サポート等)による支援(拡充)
 - ⑦妊産婦等への育児用品等による支援
 - ⑧出産や子育てに悩む父親支援(新規)
- 実施方法・実施場所等
 - ①「アウトリーチ(ハートナー)型」…実施担当者が利用者の自宅に赴く等により、個別に相談に対応
 - ②「デイサービス(参加)型」…公共施設等を活用し、集団形式により、同じ悩み等を有する利用者からの相談に対応
- 実施担当者
 - (1)助産師、保健師又は看護師
 - (2)子育て経験者、シニア世代の者等

(事業内容②の産前・産後の心身の不調に関する相談支援は、(1)に掲げる専門職を担当者とするが望ましい)
- 補助率等 (補助率:1/2)
(平成26年度より、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和2年度は579市町村において実施)

産後ケア事業の全国展開

事業目的

- 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う産後ケア事業について、少子化の状況を踏まえ、誰もがより安心・安全な子育て環境を整えるため、法定化により市町村の努力義務となった当該事業の全国展開を図る。子育て世代包括支援センターにおける困難事例や、新型コロナウイルスに対して不安を抱いている妊産婦等への対応の強化に対する受け皿としても活用する。
- ※ 従来予算事業として実施されてきた「産後ケア事業」は、母子保健法の一部を改正する法律(令和元年法律第69号)により、市町村の努力義務として規定された(令和3年4月1日施行)。
- ※ 少子化社会対策大綱(令和2年5月29日閣議決定)において、2024年度までの全国展開を目指すとしている。

実施主体等

○市区町村 (本事業の趣旨を理解し、適切な実施ができる団体等に事業の全部又は一部を委託が可能)

事業の概要

- 事業内容
 - ①退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する。(利用期間は原則7日以内)
- 実施方法・実施場所等
 - (1)「宿泊(ショートステイ)型」…病院、助産師等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施。
 - (2)「通所(デイサービス)型」…個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施。
 - (3)「居宅訪問(アウトリーチ)型」…実施担当者が利用者の自宅に赴き実施。
- 実施担当者
 - 事業内容に応じた助産師、保健師又は看護師等の担当者配置。
 - (宿泊を行う場合には、24時間体制で1名以上の助産師、保健師又は看護師の配置が条件)
- 補助率等 (補助率:1/2)(R3基準額:人口10~30万人未満の市の場合 月額2,023,300円)
(利用料については、市町村が利用者の所得等に応じて徴収)
(平成26年度から、妊娠・出産包括支援モデル事業の一部として事業開始。令和2年度は1,169市町村において実施)

※産後ケア事業を行う施設の整備については、次世代育成支援対策推進法に基づき補助

